住民票の写しや戸籍関連証明書などを代理人・第三者の請 求により交付した場合の本人通知制度について

問合せ 町民福祉課 戸籍担当 **☎**0495-77-2112 FAX0495-77-2117 住民票の写しや戸籍関連証明書などを代理人や第三者(特定事務受任者の一部の業務を除く)に交付した とき、不正請求や不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、事前に登録した方(証明書に記載され た方本人)に交付したことを通知する仕組みです。

対象者 神川町に住民登録をしている方、または神川町に本籍がある方

手続き 制度の利用を希望する方は、事前に運転免許証、マイナンバーカードなどの本人確認書類をお持ちに なり、お申込みください。申込書は、窓口で配布しているほか、町のホームページからダウンロードできます。 受付窓口 役場町民福祉課(戸籍担当)または神泉総合支所

通知の対象となる証明書等の種類

- ①戸籍謄本・抄本(除籍・改製原戸籍を含む)
- ②戸籍記載事項証明書(戸籍届書にかかる証明書を除く)
- ③戸籍附票の写し(除かれたものを含む)
- ④本籍入りの住民票の写し(除かれたものを含む)
- ⑤本籍入りの住民票記載事項証明書(除かれたものを含む)



通知の対象となる請求

- ①委任状等による代理人請求
- ②第三者請求(公用請求は対象外)

福祉3医療助成制度のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当・子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117 対象となる方が保険医療機関等を受診した際の医療費の自己負担額を助成します。以下に該当する方で 登録されていない方はお問合せください。なお、①~③の制度に重複して登録することはできません。 すでに登録されている方で未申請の医療費がある方は、お早めに申請をお願いします。

①こども医療費助成制度

対象者 ○町内在住で18歳到達後の最初の3月31日までの方。

※対象とならない場合もあります。詳しくは町民福祉課までお問合せください。

②ひとり親家庭等医療費助成制度

対象者 ○母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭の保護 者と児童(こども医療費を受給している児童は対象外)

- ○父(母)に一定の障害がある家庭の児童を監護する母(父)とその児童
- ※児童とは、18歳になった年度の末日(3月31日)までの子どもです。また、一定の障害がある児 童の場合は20歳になるまでが該当となります。
- ※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

③重度心身障害者医療費助成制度

対象者 ○身体障害者手帳1級~3級所持者 ○精神障害者保健福祉手帳1級所持者

○療育手帳△·A·B所持者

- ○後期高齢者医療保険の障害認定を受けた方
- ※65歳以上で上記に該当する手帳を新たに取得された方は対象外です。
- ※所得により支給停止となる場合(所得制限)があります。

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 **☎**0495-77-2112 FAX 0495-77-2117

◎児童手当

家庭等における生活の安定と次世代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するための制度です。

対象 15歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童(中学校卒業まで)を育てている方 支給月 6月・10月・2月

※公務員の方は所属庁から児童手当が支給されます。そのため公務員になったとき、また公務員でなくなっ たときは手続きが必要となります。

●支給額

児童の年齢	月額
3歳未満(一律)	15,000円
3歳以上小学校修了前(第1・2子)	10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円
所得制限限度額以上 所得上限限度額未満の場合(一律)	5,000円
所得上限限度額以上の場合(一律)	0円(資格消滅)

●所得制限限度額

扶養親族等	所得 <u>制限</u> 限度額(万円)		所得 <u>上限</u> 限度額(万円)	
の数	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の 提出等が必要となりますので、ご注意ください。

◎児童扶養手当

父母の離婚や死亡等により父または母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭(ひとり親家庭な ど)や、父または母に政令で定める程度以上の障害のある家庭を支援するための制度です。

対象 下記に該当する、18歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童を育てている方

- ※児童に政令で定める程度以上の障害がある場合は20歳まで対象となります。
- ①父母の離婚や死亡等により、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母に政令で定める程度以上の障害がある児童

支給月 3月·5月·7月·9月·11月·1月

支給額 下表のとおり(令和5年4月~) ※所得額に応じて支給額が決まります。

児童数	全額支給(月額)	一部支給(月額)
1人の場合	44,140円	44,130円~10,410円
2人目加算額	10,420円	10,410円~ 5,210円
3人目以降加算額	6,250円(1人につき)	6,240円~ 3,130円

※申請者や配偶者、同居等生計 を同じくしている直系血族や 申請者の兄弟姉妹が所得限度 額を超えている場合には支給 されません。

◎特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害(政令で定める程度以上)のある児童を育てている家庭を支援するため の制度です。

対象 精神または身体に政令で定める程度以上の障害がある20歳未満の児童を育てている方 **支給月** 4月·8月·11月

支給額 下表のとおり(令和5年4月~)

障害の状態	月額(児童1人につき)	
1級(重度障害児)	53,700円	
2級(中度障害児)	35,760円	

※申請者や配偶者、同居等生計を同じくしている直系血族や申請者の 兄弟姉妹が所得限度額を超えている場合、対象の児童が障害による 公的年金を受け取ることができる場合、児童福祉施設等に入所して いる場合には支給されません。